

裁 決 書

審査請求人

神奈川県横浜市栄区庄戸3-25-7

比留間 哲生

神奈川県横浜市栄区庄戸3-13-23

永田 親義

神奈川県横浜市栄区公田町424-40

松本 昌司

神奈川県横浜市栄区桂台西2-21-13

鈴木 伸之

神奈川県横浜市栄区野七里1-31-1

大橋 宏

神奈川県横浜市栄区野七里1-2-7-751

高村 信夫

神奈川県横浜市栄区桂台南1-13-13

青木 達喜

神奈川県横浜市栄区公田町198-3

中里 修

神奈川県横浜市栄区桂台南2-31-1

菅原 政道

神奈川県横浜市栄区桂台南1-30-22

藤井 誠

上記全10名代表者

神奈川県横浜市栄区庄戸3-25-7

比留間 哲生

上記審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）が、平成26年8月5日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第40条第1項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

なお、この裁決の取消しを求める訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができない。


主 文

審 査 請 求 を 却 下 す る 。


事 実

請求人らは、平成26年6月24日に請求人らが土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第15条の2の規定により神奈川県知事に提出したあっせん申請書に対して、神奈川県知事が、法の趣旨に反して平成26年7月22日付けであっせん拒否した処分は違法であるとして、これを撤回して当該申請書を受理することを求め、平成26年8月5日付けで本件審査請求をした。

理 由



審査請求は行政庁の処分又は不作為について行うものとされ（行審法第3条第1項）、処分とは「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（昭和39年10月29日最高裁判所第一小法廷判決）と解される。



法に規定するあっせんの制度は、土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかったときに、あっせん委員により当事者同士の交渉が円滑に行われることを世話する以上の意味を有さず、何ら法律上の効果を持たない任意的な手段にすぎないものであり、それによって直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定するものではないため、たとえ、都道府県知事に対し法第15条の2第1項の規定によるあっせんの申請があった場合において、当該都道府県知事があっせんを行うに適しないと認め、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「令」という。）第1条の3の規定により通知したとしても、当該申請を行った者の権利義務が形成されまたはその範囲が確定されることになるものではないと解する。

したがって、神奈川県知事が、請求人らによる法第15条の2第1項の規定によるあっせんの申請について、当該申請に係る紛争があっせんを行うに適しないと認め、令第1条の3の規定により通知した行為（以下「本件あっせん拒否」という。）は、行審法による審査請求をすることができる処分に該当しない。

以上より、本件審査請求は不適法であり、却下を免れない。

なお、付言すると、本件審査請求の趣旨については、本件あっせん拒否を取り消し又は神奈川県知事に対し本件あっせん拒否を撤廃すべきことを命じた上で、あっせん委員のあっせんに付す又は神奈川県知事に対しあっせんに付すべきことを命ずる、との裁決を求めるものと解するが、国土交通大臣は、神奈川県知事の上級行政庁ではないため、行審法第40条第5項の規定により、裁決で本件あっせん拒否を変更し、又は神奈川県知事に対し本件あっせん拒否を変更すべきことを命ずることはできない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成26年8月22日

国土交通大臣 太田 昭宏



本書は裁決書の謄本である。

平成26年8月22日

国土交通大臣 太田 昭宏

